

発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況について

前回報告（８月９日）以降の主な取組み状況について

【原子力部門の活動】

1. 保安規定の変更認可申請について

本件は、平成19年8月9日に公布された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令」（以下「実用炉則」）に伴い「島根原子力発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」）を変更認可申請（第50次）するもので、9月28日に原子力安全保安院長へ申請書を提出した。

（主な項目とその内容）

- ・ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることを明確にした。
- ・ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織として安全文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することを明確にした。
- ・ また、これらに関する経営責任者の積極的な関与を明記した。

2. QMS文書の再構築（AP1）

- ・ 再発防止対策に係る各種仕組み（不適合管理等）の変更内容を盛り込んだ業務文書（QMS文書）案を策定し、試行検証を実施（8/28～10/9）。

結果は方向性の変更を伴う大きなコメントはなくQMS文書として使用可能であることを確認。

今後、本QMS文書の修正・教育を行っていくと共に、保安規定の変更（12月中目途）を行った上で当該文書に基づく業務を実施していく予定。

3. 安全文化醸成施策の実施（AP5）

- ・ 安全文化醸成eラーニングを実施中（9/末～11月完了目途）
- ・ 日本原子力技術協会による安全文化アセスメントを受審（10/17～10/19）。評価結果を待って、必要な施策を講じる予定。

【全社施策の活動】

1. コンプライアンス強調月間行事の実施

- ・ 毎年11月をコンプライアンス強調月間として設定
行動規範カードの配布、コンプライアンス研修などを実施予定。

【企業倫理委員会の活動】

1. 平成19年度第2回企業倫理委員会が開催（11月6日）

- ・ 11月6日（火）14時～16時30分 平成19年度第2回企業倫理委員会が開催。
- ・ 再発防止対策の実施状況に係る議題は次の2点。
 - ① 第1回企業倫理委員会意見への対応について
 - ② 再発防止対策の実施状況について
- ・ 外部委員（3名）を中心に活発な議論が展開されたが、原子力部門の活動も含めて、再発防止対策について計画どおりに進捗している旨の評価を得た。
- ・ 議事内容の概要及び審議資料は別添のとおり。

【至近の予定】

1. 保安規定の変更申請（補正）

前述の實用炉規則改正に伴い、保安活動の改善を目的とした「根本原因分析の実施」を保安規定に記載する旨を11月末までに現行の申請（9月28日申請－前ページ参照）の補正という形で行う予定。

以上